

## VI 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施し、雇用する有期契約労働者等の賃金を引上げた事業主に対して助成するものであり、社会保険適用を受けることのできる労働条件の確保を通じた短時間労働者のキャリアアップを目的としています。

### **対象となる措置**

本助成金（コース）は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、ガイドライン（※1）に沿って、1の対象労働者に対して2と3の措置を実施した場合に受給することができます。

※1 ガイドラインとは「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。ガイドラインは厚生労働省ホームページに掲載しております。

#### **1 対象労働者**

- 本助成金（コース）における「対象労働者」は、申請事業主が雇用する次の（1）～（5）のすべてに該当する労働者です。
- (1) 申請事業主に雇用されている有期契約労働者等であること。
  - (2) 措置の該当日（以下「措置該当日」という。）の前日から起算して3か月以上の期間継続して有期契約労働者等として雇用された者であること。
  - (3) 措置該当日の前日から起算して過去3か月間、社会保険の適用要件を満たしていなかった者であること。
  - (4) 労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者であること。
  - (5) 支給申請日において離職（本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったことまたは本人の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）していない者であること。

#### **2 キャリアアップ管理者の配置・キャリアアップ計画の認定**

ガイドラインに沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、「キャリアアップ計画」（※2）を作成して、それについて管轄の労働局長の認定を受けたこと。

※2 キャリアアップ計画書は、コース実施日までに管轄労働局長に提出してください。

本計画は、3年以上5年以内の計画であり、ガイドラインに沿って、おおまかな取り組みの全体の流れ（対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等）を記載します。

#### **3 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置**

2のキャリアアップ計画に基づき、対象労働者の賃金の引上げを次の（1）～（7）のすべてを満たして実施したこと。

- (1) 労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施したこと。
- (2) (1)による措置該当日において、新たに社会保険の被保険者となったすべての有期契約労働者等の基本給を増額し、かつ、定額で支給されている諸手当を減額していないこと。
- (3) (1)の措置の該当日（以下「措置該当日」という。）において、新たに社会保険の被保険者となった全ての有期契約労働者等の基本給について、(1)の措置を講ずる前の基本給と比べて一定の割合（3%以上）で増額する措置を講じたこと。
- (4) 有期契約労働者等を措置適用後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して基本給の増額後6か月分の賃金を支給したこと。
- (5) 措置該当日以降のすべての期間について、当該有期契約労働者等を雇用保険及び社会保険の被保険者

として適用させていること。

- (6) (2) の実施後に、社会保険加入状況および基本給の増額を明確にした雇用契約書等を作成および交付している事業主であること。
- (7) 生産性要件を満たした場合の支給額の適用を受ける場合にあっては、当該生産性要件を満たすこと。

## 対象となる事業主

本助成金（コース）を受給する事業主は、次の要件を満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット9～13ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと。  
そのうち特に次の点に留意してください。
  - (1) 上記「対象となる措置」に示す措置を受ける対象労働者の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）、およびその措置の状況を明らかにする書類等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること。
- 2 社会保険適用事業所の事業主であること。

## 支給額

- 1 本助成金（コース）は、次の額が支給されます。

1人当たり

3%以上5%未満：29,000円<36,000円> (22,000円<27,000円>)  
5%以上7%未満：47,000円<60,000円> (36,000円<45,000円>)  
7%以上10%未満：66,000円<83,000円> (50,000円<63,000円>)  
10%以上14%未満：94,000円<111.9万円> (71,000円<89,000円>)  
14%以上：13.2万円<16.6万円> (99,000円<12.5万円>)

※3 本コースは、令和2年3月31日までの暫定措置となります。

※4 対象労働者が複数以上であり、基本給の増額割合が異なる場合は、最も低い増額割合の区分の支給額が適用されます。

注 <>内は生産性要件を満たした場合の加算額

( ) 内は中小企業以外の額（中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照）

- 2 1事業所当たり1回のみ、支給申請上限人数は45人までとなります。

## 受給手続

本助成金（コース）を受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に手続をしてください。

- 1 キャリアアップ計画の提出

ガイドラインに沿ってキャリアアップ計画を作成し、労働時間延長を実施する日までに、必要な書類を添えて（※5）、管轄の労働局（※6）に提出し、管轄の労働局長の認定を受けてください。

※5 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※6 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことがあります。

- 2 支給申請

基準日（対象労働者に係る基本給の増額後6か月分の賃金を支給した日）の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて（※5）、管轄の労働局（※6）へ支給申請してください。

## 利用にあたっての注意点

- 1 本助成金（コース）の受給に当たっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Gにご留意ください。
- 2 本助成金（コース）の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。